

5産労農水第1983号

東京海区漁業調整委員会

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に係る令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり変更することについて、同項において準用する同条第2項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

令和6年3月8日

東京都知事 小池 百合子
(公印省略)

(別紙)

第1 くろまぐろ（小型魚）

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	
	変更前	変更後
東京都大島地区くろまぐろ（小型魚）漁船等漁業	<u>8. 3 トン</u>	<u>8. 7 トン</u>
東京都三宅地区くろまぐろ（小型魚）漁船等漁業	<u>4. 1 トン</u>	<u>2. 4 トン</u>
東京都八丈地区くろまぐろ（小型魚）漁船等漁業	<u>0. 6 トン</u>	<u>1. 0 トン</u>
東京都小笠原地区くろまぐろ（小型魚）漁船等漁業	0. 1 トン	0. 1 トン
東京都くろまぐろ（小型魚）定置漁業	0. 0 トン	0. 0 トン
留保枠	<u>1. 2 トン</u>	<u>1. 1 トン</u>
計	<u>14. 3 トン</u>	<u>13. 3 トン</u>

第2 くろまぐろ（大型魚）

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	
	変更前	変更後
東京都大島地区くろまぐろ（大型魚）漁船等漁業	<u>10. 4 トン</u>	<u>11. 4 トン</u>
東京都三宅地区くろまぐろ（大型魚）漁船等漁業	<u>13. 4 トン</u>	<u>16. 5 トン</u>
東京都八丈地区くろまぐろ（大型魚）漁船等漁業	<u>16. 9 トン</u>	<u>17. 9 トン</u>
東京都小笠原地区くろまぐろ（大型魚）漁船等漁業	1. 5 トン	1. 5 トン
東京都くろまぐろ（大型魚）定置漁業	0. 0 トン	0. 0 トン
留保枠	<u>1. 7 トン</u>	<u>1. 6 トン</u>
計	<u>43. 9 トン</u>	<u>48. 9 トン</u>

5 水管第 3315 号
令和 6 年 3 月 7 日

東京都知事 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

くろまぐろに関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

くろまぐろに関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 6 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、通知します。

記

（表） くろまぐろに関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量 (東京都分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ（小型魚）	14.3 トン	13.3 トン
くろまぐろ（大型魚）	43.9 トン	48.9 トン

〇令和5管理年度くろまぐろ漁獲可能量の変更について

区分		当初配分 (R5.4.1)	変更① (R5.5.25)	変更② (R5.10.20)	変更③ (R5.12.11)	変更④ (R6.1.11)	変更⑤ (. . .)	増減	備考
小型魚 (30kg未満)	知事管理漁獲可能量	13.6 t	23.8 t	14.3 t	14.3 t	14.3 t	13.3 t	-1.0 t	
	漁船等漁業	12.1 t	22.3 t	12.8 t	12.8 t	13.1 t	12.2 t	-0.9 t	
	大島地区	4.8 t	8.2 t	8.2 t	8.2 t	8.3 t	8.7 t	+0.4 t	他県より譲受 (+0.3 t) ・留保枠より移転 (+0.1 t)
	三宅地区	3.6 t	7.0 t	4.0 t	4.0 t	4.1 t	2.4 t	-1.7 t	他県より譲受 (+0.4 t) ・小型魚→大型魚の交換 (-2.1 t)
	八丈地区	3.6 t	7.0 t	0.5 t	0.5 t	0.6 t	1.0 t	+0.4 t	他県より譲受 (+0.4 t)
	小笠原地区	0.1 t	0.1 t	0.1 t	0.1 t	0.1 t	0.1 t		
	定置漁業	0.5 t	0.5 t	0.5 t	0.5 t	0.0 t	0.0 t		
	留保枠	1.0 t	1.0 t	1.0 t	1.0 t	1.2 t	1.1 t	-0.1 t	大島地区へ移転 (-0.1 t)
大型魚 (30kg以上)	知事管理漁獲可能量	18.3 t	34.4 t	43.9 t	43.9 t	43.9 t	48.9 t	+5.0 t	
	漁船等漁業	16.3 t	32.4 t	41.9 t	41.9 t	42.2 t	47.3 t	+5.1 t	
	大島地区	5.0 t	10.3 t	10.3 t	10.3 t	10.4 t	11.4 t	+1.0 t	他県より譲受 (+0.9 t) ・留保枠より移転 (+0.1 t)
	三宅地区	5.0 t	10.3 t	13.3 t	13.3 t	13.4 t	16.5 t	+3.1 t	他県より譲受 (+1.0 t) ・小型魚→大型魚の交換 (+2.1 t)
	八丈地区	5.0 t	10.3 t	16.8 t	16.8 t	16.9 t	17.9 t	+1.0 t	他県より譲受 (+1.0 t)
	小笠原地区	1.3 t	1.5 t	1.5 t	1.5 t	1.5 t	1.5 t		
	定置漁業	0.5 t	0.5 t	0.5 t	0.5 t	0.0 t	0.0 t		
	留保枠	1.5 t	1.5 t	1.5 t	1.5 t	1.7 t	1.6 t	-0.1 t	大島地区へ移転 (-0.1 t)

変更①：令和4管理年度からの繰越し追加配分
 変更②：他県との小型魚→大型魚の交換（三宅地区・八丈地区）
 変更③：地区別漁獲目安量→知事管理漁獲可能量
 変更④：定置漁業→漁船等漁業・留保枠への移転
 変更⑤：他県からの譲受（大島地区・三宅地区・八丈地区）・小型魚→大型魚の交換（三宅地区）